

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

このことについて、次のとおり参加意思確認書の提出を招請します。

令和8年9月3日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏和

1 趣旨

本業務については、県が管理する道路において冬期における安全な交通を確保する必要があることから、説明書に記載の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を公募するものである。

応募の結果、応募者がいない場合又は説明書に記載の応募要件を満たすと認められる者（以下「応募要件満足者」という。）がいない場合にあつては、盛岡広域振興局土木部長が別途選定する者との随意契約手続に移行する。

応募要件満足者が2人以上いる場合にあつては、当該応募要件満足者を指名の上競争入札に移行する。

応募要件満足者が1者の場合にあつては、当該応募要件満足者との随意契約手続に移行する。

2 業務概要

- (1) 業務名 一般国道396号ほか紫波・矢巾東工区道路除排雪業務委託
- (2) 業務内容 除雪延長 車道延長84.6km 歩道延長70.1km（別添特記仕様書のとおり）
- (3) 履行期間 契約日の翌日（令和8年11月上旬を予定）から令和9年3月31日まで

3 業務目的

本業務は、県が管理する道路において冬期の安全な交通を確保することを目的とする。

4 応募要件

4-1 単独業者の場合

次の(1)～(3)のいずれも満たす者であること。

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかの規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）

イ 公示時において岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日付け建振第281号）に基づく指名停止を受けていないこと。また、公示時において岩手県から庁舎等管理業務に係る指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていないこと。

ウ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

オ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

カ 令和 7・8 年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿の土木工事若しくは舗装工事に登録されている者又は令和 7 年度・8 年度・9 年度庁舎等管理業務競争入札参加者名簿に、清掃（道路・公園等）の資格者として登載されている者であること。

(2) 業務執行体制に関する要件

ア 次に掲げるいずれかの条件を満たすこと。

(ア) 当該業務委託箇所の存する市町村（盛岡広域振興局土木部管内に限る。）に主たる営業所（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条における経營業務の管理責任者を置く営業所をいう。）を有すること。

(イ) 当該業務委託箇所内において、過去 5 か年以内（公示日から起算して 5 か年以内とする。以下同じ。）に元請（共同企業体の構成員として受注した場合を含む。以下同じ。）として岩手県が発注した道路除排雪業務の実績を有すること。

イ 当該業務全般を統括する技術者（以下「統括技術者」という。）として、(ア)及び(イ)の条件を満たす者又は(ア)及び(ウ)の条件を満たす者を配置できる者

(ア) 参加意思資格確認書の提出期限までに雇用関係にあること。

(イ) 過去 5 か年以内に元請として岩手県が発注した道路除排雪業務に次のいずれかの作業形態で従事したことがあること。

a 運転員

b 連絡員（発注者からの指示又は連絡を受け、運転員に作業指示又は連絡を行う者）

(ウ) 建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当すること。

ウ 特記仕様書で指定するとおり、運転員及び除雪機械等を配置できる者。

(3) 業務実績に関する要件

過去 5 か年以内に元請として次に掲げるいずれかの業務又は工事の実績を有する者

ア 岩手県が発注した岩手県が管理する道路の次に掲げるいずれかの維持修繕業務

(ア) 道路維持修繕業務（全面委託業務）

(イ) 路面損傷復旧業務（パッチング業務）

(ウ) 道路除排雪業務

イ 国土交通省が発注した岩手県内の国土交通省が管理する道路の維持修繕業務又は維持修繕工事（アに掲げる業務に類似する業務又は工事）

ウ 岩手県内の市町村が発注した当該市町村が管理する道路の除排雪業務又は除排雪工事

4-2 特定共同企業体の場合

(1) 特定共同企業体を構成するすべての構成員が、4-1 (1)、(2)ア及び(3)の要件を満たすこと。

(2) 特定共同企業体として、4-1 (2)イ及びウの要件を満たすこと。

- (3) 特定共同企業体の結成については、岩手県道路除排雪業務委託に係る特定共同企業体要綱によるものとする。

5 手続等

(1) 担当

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11-1 盛岡広域振興局土木部道路環境課
電 話 019-629-6646
F A X 019-654-4132

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和8年9月3日から令和8年9月17日まで
岩手県のホームページから説明書の電子データをダウンロードすること。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和8年9月17日17時00分 (1) に同じ。持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

6 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ。
(2) 詳細は説明書による。